

京都市契約事務規則第28条の11の規定に基づき、次のとおり契約の相手方等について公告します。

平成28年2月22日

京都市長 門川 大作

1 業務名

コンビニ納税の他税目拡大等のためのシステム改修（第三次改修）

2 契約に関する事務を所掌する所属名及び所在地

所属名 京都市行財政局税務部収納対策課

所在地 京都市中京区烏丸御池下る虎屋町566番地の1
井門明治安田生命ビル5階

3 契約の相手方を決定した日

平成27年11月27日

4 契約の相手方の名称及び所在地

名称 「コンビニ納税の他税目拡大等のためのシステム改修（第三次改修）」コンソーシアム

代表 日本電気株式会社

所在地 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
京都三井ビルディング

5 契約金額

32,583,870円

（うち消費税及び地方消費税相当額2,413,620円）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号該当

（行財政局税務部収納対策課）